

大学審議会答申

「21世紀の大学像と今後の改革方策について」 —競争的環境のなかで個性が輝く大学—

答申の内容について

浅野誠

1. 大学リストラの展開方針を示すもの

「競争的環境」という表現が端的にそれを示している。

2. 「今後の大学改革の理念」

①課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、②教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支える③責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした大学の取組についての④多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善

3. エリート主義的 庶民・民衆教育論ではない

エリート主義的大学(大学院大学)をモデルにして、それへのヒエラルヒッシュな構造にもとづく競争を強いるもの。種別化的発想の存在

「大学は、それぞれの理念・目標に基づき、総合的な教養教育の提供を重視する大学、専門的な職業能力の育成に力点を置く大学、最先端の研究を志向する大学、また、学部中心の大学から大学院中心の大学など、それぞれの目指す方向の中で多様化・個性化を図りつつ発展していくことが重要である」

「以下及び第2章に述べる四つの基本理念に沿った改革方策においては、大学学部及び大学院を中心に記述している。短期大学及び高等専門学校については、その特性等を踏まえつつ、大学学部に準じた取組を進めることが基本的には適当である」

4. 「学部教育については、(中略)自ら主体的に学び、考え、柔軟かつ総合的に判断できる能力等の育成が重要であるという観点に立ち、幅広く深い教養、高い倫理観、実践的な語学能力・情報活用能力の育成とともに、専門教育の基礎・基本等を重視するなどの方向で学部の教育機能を組織的・体系的に強化していくことが必要である」

5. 「今後、高等教育においては、“自ら学び、自ら考える力”の育成を目指している初等中等段階の教育を基礎とし、“主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力”(課題探求能力)の育成を重視することが求められる。また、学部教育では、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、専門性の一層の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となる」

※ここあたりは「新学力観」の問題点と同様主体(参加)、協同、創造の欠落

6. 「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、授業方法やカリキュラム等の一層の工夫・改善、全教員の意識改革と全学的な実施・運営体制を整備する必要がある」

「教養教育の内容については、例えば、①社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を習得させる（注1 例えば、日本語及び外国語による文章作成、討論、口頭による意見発表や報告、プレゼンテーションの訓練、コンピュータの取り扱いなど情報活用能力の育成、数量的・科学的思考法、専門科目や関連専門科目などの理解の基礎となる専門基礎教育、心身の健康に関する教育など）、②社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題について授業（テーマ講義やゼミナールなど）を行い、多面的な理解と総合的な洞察力や現代社会の諸課題を総合的に判断し対処する能力を養成する（注2 例えば、「環境問題と社会」、「現代社会と法」、「人間生活と現代分子生物学」、「地球環境と生物の多様性」など）、③体系化された学問を幅広く経験することにより、専攻する学問分野の理解を助けるとともに、専攻する学問分野の違いを越えて共通に必要な複合的視点や豊かな人間性をかん養する、④専門教育において、関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培うなどが考えられる」

「教養教育の実施方法等については、（中略）例えば、環境問題などのような複合的な視点から検討が必要な課題を探求、設定して考えるという課題探求型学習の推進が重要である。また、米国の大学における主専攻・副専攻のように、複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うことも有効である」

7. 「学部段階の専門教育においては、（中略）そのまま知識として教えることに終始するのではなく、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の人生及び社会との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を育成するよう配慮し工夫することが必要である」

8. 卒業時における質の確保、国際的通用性の向上等を重視しつつ、教育研究の質の向上と高度化に一層努めることが必要である」

「学部段階においては、（中略）教育内容の再検討を行い、あわせて教員の意識改革、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施などを推進するための具体的仕組みを整備する必要がある」

「ファカルティ・ディベロップメントの実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である」

「継続的に大学の組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から評価を行うことが重要である」

※関連する事項の改善がなければ、学生への管理強化と教員の労働強化の問題が発生してくる。

9. 「従来の過度の平等主義を改め、学生の能力・適性に応じ学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価し得る柔軟で弾力的なシステムに転換していくことが必要である」

※ 3年卒業、9月入学、単位五感、遠隔授業、修士1年制、修士長期在学など

学生の学習集団形成の発想の欠落関連する事項の改善がなければ、学生への管理強化と教員の労働強化の問題が発生してくる。

全体を通して、非常勤講師についての叙述がない点も注目される。

10. 「18歳人口が120万人規模となる平成21年度以降最大70万人程度（平成8年度入学者数から約10万人の減）の入学者数を想定することは適当と考えられる」

11. 「これからの大学院には、①学術研究の高度化と優れた研究者の要請機能の強化、②高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、③教育研究を通じた国際貢献が特に求められており」

「平成22年（西暦2010）における大学院の在学者数は25万人程度になると推計」「特に大学院修士課程における高度専門職業人の養成に留意し、量的な拡大を図るとともに」

「国立大学については、今後大学院の規模の拡大に重点を置く必要があるが、関連して状況に応じ学部段階の規模の縮小も検討していくことが必要である」

12. 「卓越した教育研究拠点としての大学院の形成・支援」

「専攻（分野によっては研究科）を単位とし、客観的で公正な評価に基づき、一定期間、研究費や施設・設備費等の資源を集中的・重点的に配分することが必要である」

※のんびり型から能力主義型への転換の促進

13. 「学長を中心とする全学的な運営体制の整備」「大学として取り組むべき全学的な課題については、学長が中心となって全学的な教育県議会有目標・計画（例えば、将来計画など）を策定し、それを学内外に明らかにすることが必要である。また、大学運営を責任をもって遂行する上で必要な企画立案や学内の意見調整を行うための学長補佐体制を整備することとし、例えば、運営会議（仮称）（副学長、学長の指名する教員、事務局長等）を設けるなどの方向が考えることが適当である」

「学長や学部長（執行機関）と評議会等や学部教授会（審議機関）との関係については、審議機関は学部の教育研究あるいは大学運営の重要事項について基本方針を審議することとする。執行機関は企画立案や調整とともに、重要事項については審議機関の意見を聞きつつ最終的には自らの判断と責任で運営を行うこととする。このように、機能分担と連携協力の関係の基本を明確化することが必要である」

14. 「学生は、教員等とは異なるが、特に教育内容や学習環境などの関係の深い事項については、学習する側の立場の意見が重要であり、授業評価やアンケート調査などを通じ、広く学生の意向を把握するよう努める必要がある」

※「意見聴取」中教審答申と同じく学生参加がない

15. 「教員の採用については、大学・学部の理念・目標や将来構想に応じた選考を行うことが必要と考えられるので、教育面への配慮など選考基準をより実質化すること、全学的な人事の方針・基準を定めるに当たって、必要に応じて学長が大所高所からの方向性を示すことなどが適当である」